

## 13 大阪府職員モデル給与例について

### ◆モデル給与例計算の前提条件

#### 【年齢】

職階ごとに5歳刻みで設定

#### 【モデルとなる給料月額】

職階別の年齢別人員分布で最も多い号給の給料月額

#### 【給与月額に含まれるもの】

給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額

#### 【年間給与に含まれるもの】

上記、「給与月額」＋期末・勤勉手当

#### 【留意点】

- ・年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）等は考慮していない。
- ・示した例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価結果等の違いにより、同じ年齢・扶養親族であっても職員ごとに異なる。

### ◆各モデル給与例の内容

14～16ページの「勧告前（a）」の額は、すべて同額（勧告を行う前のH28.4.1時点の額）、「勧告後（b）」の額は、それぞれ下記により計算した額

#### 【モデル給与例＜平成28年度＞（期末・勤勉手当引上げ）】（14ページ）

期末・勤勉手当0.1月増をH28.4.1に遡って改定した場合の、H28年度のモデル給与例

#### 【モデル給与例＜平成29年度～＞（給料月額引下げ、期末・勤勉手当引上げ、扶養手当見直し）】（15ページ）

給料月額の引下げ、期末・勤勉手当引上げ、扶養手当見直しを行った場合の、H29.4.1以降のモデル給与例

#### 【モデル給与例（参考・給料月額引下げ）】（16ページ）

給料月額の引下げのみ（H29.4.1～）のモデル給与例

#### 【モデル給与例（民間との比較）】（17ページ）

H28.4.1現在の府職員と民間従業員の比較（勧告前の状態での比較）